

# 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」について



2024年12月24日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下、水銀汚染防止法)施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

水銀汚染防止法においては、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものを「特定水銀使用製品」と定義し、具体的な製品を水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令第1条に規定しています。

水銀に関する水俣条約第4回締約国会議及び第5回締約国会議において、新たに水銀使用製品の製造等の廃止が決定されたことを受け、以下の7製品が特定水銀使用製品として追加されます。

1. ボタン形亜鉛酸化銀電池及びボタン形空気亜鉛電池
2. 一般照明用のコンパクト形蛍光灯 (CFL.ni)
3. 一般照明用の電球形蛍光灯 (CFL.i)
4. 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯 (CCFL) 及び外部電極蛍光灯 (EEFL)
5. 電気式の圧力計 (溶融圧カトランスデューサ、溶融圧カトランスミッターと溶融圧力センサ)
6. 一般照明用の直管形蛍光灯 (LFLs)
7. 2、3、6 以外の一般照明用の蛍光灯 (環形蛍光灯等) (NFLs)

公布日： 2024年12月27日

施行期日： 2026年1月1日、2027年1月1日、2028年1月1日

当社では水銀の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社水銀分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年12月24日付 環境省報道発表資料](#)  
2024年12月27日付 官報